

4-1 農作物等災害対策事業

1 目的

風水害、雪害その他の異常な自然現象等により農作物等に著しい被害が生じた場合又は著しい被害が生じることが見込まれる場合における当該被害の軽減及び拡大の防止並びに農作物の生産の維持確保を図ることを目的とします。

2 事業主体

農業協同組合
農業法人
農業者により組織された団体

3 事業内容及び補助金の額

- (1) 農業用等施設復旧事業 2分の1以内 (県3分の1 + 市町村6分の1)
パイプハウス等の復旧のための資材の購入等
(※パイプハウスの補助金上限額…10a 当たり 525 千円 (県 350 千円 + 市町村 175 千円))
- (2) おうとう雨除け施設復旧事業 10分の3以内 (県5分の1 + 市町村10分の1)
おうとう雨除け施設の復旧のための資材の購入等
(※おうとう雨除けハウスの補助金上限額…10a 当たり 225 千円 (県 150 千円 + 市町村 75 千円))
- (3) 果樹棚復旧事業 2分の1以内 (県3分の1 + 市町村6分の1)
果樹棚の復旧のための資材の購入等
(※果樹棚の補助金上限額…10a 当たり 96 千円 (県 64 千円 + 市町村 32 千円))
- (4) 農薬購入事業 2分の1以内 (県3分の1 + 市町村6分の1)
病虫害防除のための農薬の購入
- (5) 肥料購入事業 2分の1以内 (県3分の1 + 市町村6分の1)
樹勢又は草勢回復のための肥料の購入
- (6) 種苗購入事業 2分の1以内 (県3分の1 + 市町村6分の1)
水稻の種苗又は再播種用種子の購入
- (7) 補植用苗・種子購入事業 2分の1以内 (県3分の1 + 市町村6分の1)
野菜、花き及びその他農作物の補植用苗又は再播種用種子の購入
- (8) 補植用苗木購入事業 4分の3以内 (県2分の1 + 市町村4分の1)
果樹等の倒木又は樹体の損傷に伴う補植用苗木の購入
- (9) 融雪遅延対策事業 3分の1以内 (県4分の1 + 市町村12分の1)
大雪等に伴う融雪遅延による営農活動への影響を未然に防止するための融雪剤の購入 (※補助金上限額…10a 当たり 600 円 (県 450 円 + 市町村 150 円))

※ 補助金は市町村を經由して交付します。

雪により農作物等への著しい被害が生じ、本事業が発動される場合には、県から市町村へ事業の実施について連絡を行い、各市町村から、農業団体や農業者等に周知、要望調査が行われます。

担 当

農政企画課 企画調整担当

☎ 023-630-2422・2414

山形県農作物等災害対策事業費補助金交付規程

山形県農作物災害対策事業補助金交付規程（昭和48年1月県告示第97号）の全部を改正する。

（目的及び交付）

第1条 知事は、風水害、雪害その他の異常な自然現象等により農作物等に著しい被害が生じた場合又は著しい被害が生じることが見込まれる場合における当該被害の軽減及び拡大の防止並びに農作物の生産の維持確保を図るため、市町村が第3条第1項に定める事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内で当該市町村に対し補助金を交付する。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業法人 農事組合法人、株式会社又は持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）であって、農業を営むものをいう。
- (2) 農業者の組織する団体 3戸以上の農業者により組織される団体のうち、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について定めのあるものをいう。
- (3) 仕入れに係る消費税等相当額 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額と当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に次条第2項各号に定める補助率を乗じて得た額をいう。

（補助対象事業及び補助金の額）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、農業協同組合、農業法人又は農業者の組織する団体（以下「農業協同組合等」という。）が行う次項各号に掲げる事業に要する経費について市町村が当該農業協同組合等に対し補助金を交付する事業であって、当該交付の額が、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上の額となるものとする。

- (1) 次項第1号から第8号までに掲げる事業 同項第1号から第8号までに定める補助金の額の2分の3に相当する額
 - (2) 次項第9号に掲げる事業 同号に定める補助金の額の3分の4に相当する額
- 2 補助金の額は、市町村の補助の対象となる農業協同組合等が行う次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 農業用等施設復旧事業 パイプハウス、おとう加温施設等の復旧のための資材の購入等に要する経費の3分の1に相当する額以内の額
 - (2) おとう雨除け施設復旧事業 おとう雨除け施設の復旧のための資材の購入等に要する経費の5分の1に相当する額以内の額
 - (3) 果樹棚復旧事業 果樹棚の復旧のための資材の購入等に要する経費の3分の1に相当する額以内の額
 - (4) 農薬購入事業 病虫害防除のための農薬の購入に要する経費の3分の1に相当する額以内の額
 - (5) 肥料購入事業 樹勢又は草勢回復のための肥料の購入に要する経費の3分の1に相当する額以内の額
 - (6) 種苗購入事業 水稻の種苗又は再播種用種子の購入に要する経費の3分の1に相当する額以内の額
 - (7) 補植用苗・種子購入事業（次号に掲げる事業に該当するものを除く。） 野菜、花き及びその他農作物の補植用苗又は再播種用種子の購入に要する経費の3分の1に相当する額以内の額
 - (8) 補植用苗木購入事業 果樹等の倒木又は樹体の損傷に伴う補植用苗木の購入に要する経費の2分の1に相当する額以内の額
 - (9) 融雪遅延対策事業 大雪等に伴う融雪遅延による営農活動への影響を未然に防止するための融雪剤の購入に要する経費の4分の1に相当する額以内の額

（補助金交付申請書）

第4条 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
 - (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- 2 市町村は、補助金の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る農業協同組合等の仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その額が明らかであるときは、これを減額して申請しなければならない。

（条件）

第5条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 第3条第2項各号に掲げる事業に要する経費の5分の1を超える額の変更
 - (2) 第3条第2項各号に掲げる事業の主体の変更
 - (3) 施行箇所又は設置場所の変更
- 2 市町村は、規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- 3 市町村は、規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 市町村は、規則第7条第2項の規定により、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業完了の年度の翌年度から5年間（補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則第22条及び第8条第1項及び第2項の規定により処分が制限されているものに係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しなければならない。

（実績報告書）

第6条 補助事業の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、期限を繰り下げることがある。

- (1) 事業成績書（別記様式第1号）
 - (2) 収支精算書（別記様式第2号）
- 2 市町村は、前項の実績報告書の提出に当たり、当該実績報告書を提出するまでの間に補助金に係る仕入れに係る農業協同組合等の消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。
- 3 市町村は、第1項の実績報告書を提出した後において、農業協同組合等の消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その額（前項の規定により減額した市町村については、その減じた額を上回る部分の額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還するものとする。

（概算払）

第7条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることがある。

（財産処分の制限）

第8条 規則第22条第2号に規定する知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が1件50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第22条第3号に規定する知事が特に必要があると認めて定める財産は、取得価格又は効用の増加額が1件50万円以上の施設等とする。
- 3 市町村は、規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（別記様式第6号）に理由書を添えて提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう命ずることがある。
- 5 規則第22条ただし書に規定する知事が定める期間は、取得し、又は効用の増加した財産についてそれぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

（書類の提出）

第9条 この補助金に関して知事に提出する書類は、所轄の総合支庁を経由するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の山形県農作物等災害対策事業費補助金交付規程の規定は、平成25年度以後の年度分の補助金について適用し、平成24年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別記

様式第1号（その1）

様式第1号（その2）

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号

4-2 園芸産地雪害防止取組促進事業（雪対策総合交付金）

1 目的

積雪による果樹の枝折れ、果樹棚・ハウス等の倒壊などの被害を未然に防止するため、作業道の除排雪を関係者が共同で行う仕組みの構築を支援することを目的とします。

2 事業主体

地域雪害防止推進協議会（→市町村、農協、受益地区の農業者等関係者により組織された協議会）
市町村
農業協同組合
農業者により組織された団体

3 交付金の額

「交付対象経費の2分の1」と「交付上限額」のいずれか低い金額

※ 県から市町村に対して「雪対策総合交付金」として交付します。

4 事業内容

（1）レンタル型

事業主体が除雪機械を賃借して圃場に通じる作業道の除雪を行う場合、当該機械の賃借料について助成します。

交付上限額 300千円

最長で3年間交付金を受けられます

（2）取得型

事業主体が除雪機械を取得（購入）して作業道の除雪を行う場合、当該機械の購入経費について助成します。

交付上限額 900千円

交付金の交付は1回限りです

（3）委託型

事業主体が協議会の構成員の農業者等に委託して作業道の除雪を行う場合、当該業務委託の経費（→燃料費、労賃相当額等）について助成します。

交付上限額 300千円

最長で3年間交付金を受けられます

※ 地域雪害防止推進協議会による「作業道除雪事業実施計画」の作成を事業実施の要件とし、この計画に実施区域や方法など除雪事業の実施に必要な事項を定めるものとします。

※ なお、平成25年度分については、既に事業主体が決定しております。

担当

農政企画課 企画調整担当

☎ 023-630-2422・2414

平成 25 年度山形県雪対策総合交付金交付要綱

(目的)

第 1 条 知事は、地域の実情や社会情勢等に的確に対応したきめ細かな雪対策を推進するため、市町村が、計画的に雪対策を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月山形県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該市町村に対し交付金を交付する。

(交付の対象事業)

第 2 条 交付の対象となる事業は、市町村が行う、別表 1 の交付対象事業の欄に掲げる事業とする。

2 各交付対象事業に係る交付の対象となる経費は、別表 1 の交付対象経費の欄に掲げる経費とし、その内容は、別表 2 のとおりとする。

(交付金の額)

第 3 条 市町村ごとの交付金の配分額は、知事が別に定める。

2 各交付対象事業の交付金の額は、別表 1 の交付金の算出方法により得た額以内とし、同表 1 の充当上限額の欄に掲げる額を上限とする。

3 前項で算出した各交付対象事業の交付金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付金の交付申請)

第 4 条 交付金の交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付書類は次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式 1）

(2) その他知事が必要と認める書類

2 市町村の長は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

3 規則第 5 条の規定による交付の申請を行った者が、規則第 6 条の規定による交付の決定を受ける前に事業に着手しようとするときは、事前着手届（様式 2）を提出しなければならない。

(重要な変更)

第5条 規則第7条第1項第1号イに規定する軽微な変更は、事業項目(別表1の交付対象事業の欄に掲げる事業の項目をいう。以下本条において同じ。)ごとに要する経費の増減とする。

2 規則第7条第1項第1号ロに規定する軽微な変更は、事業項目の新設、中止または廃止以外の変更とする。

3 同号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式3)を知事に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第6条 規則第7条第1項第1号ハの規定により、事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式4)を知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第7条 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、その理由を記載した事業遂行状況報告書(様式5)を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第14条に定める実績報告書の提出期限は、事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は平成26年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1)事業実績書(様式1)

(2)その他知事が必要と認める書類

2 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした市町村の長は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書きに該当した各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告するものとする。

3 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした市町村の長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式6により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還するものとする。

(交付金の支払い)

第9条 交付金は、交付すべき交付金の額が確定した後に支払うものとする。

(関係書類の保管)

第 10 条 市町村長は、交付金事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、交付金事業の完了した日の属する年度の翌年から起算して 5 年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第 11 条 規則第 22 条第 1 項第 2 号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が 1 件 5 万円以上の機械及び器具とし、同条ただし書きの知事の定める期間は、取得し、又は効用の増加した財産について、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。

2 規則第 22 条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（様式 7）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合は、交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(書類の提出)

第 12 条 この交付金に関して市町村長が知事に提出する書類は正副各一部とし、提出先は山形県企画振興部とする。

(疑義)

第 13 条 この要綱に定めのない事項で、交付金の交付に関して疑義が生じた場合は、県と市町村が協議するものとする。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

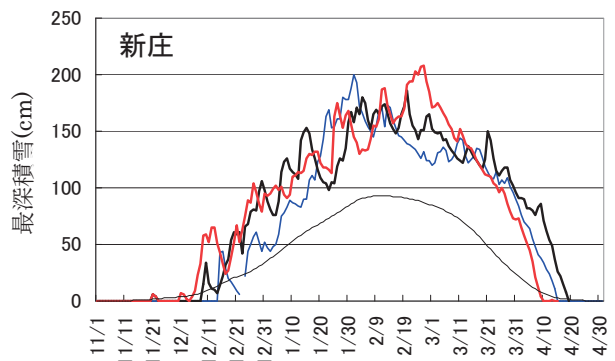
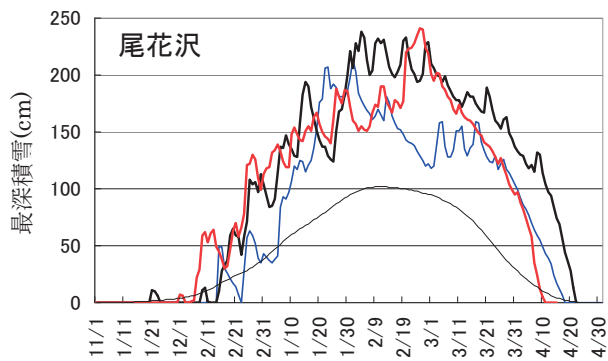
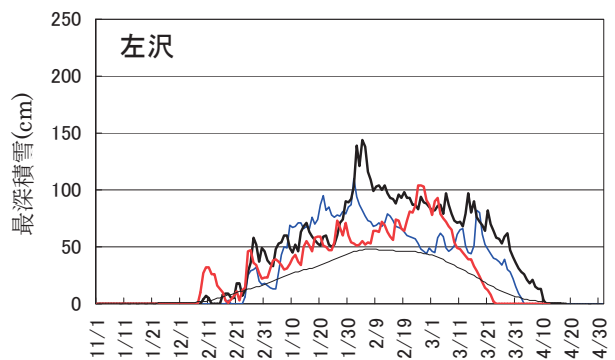
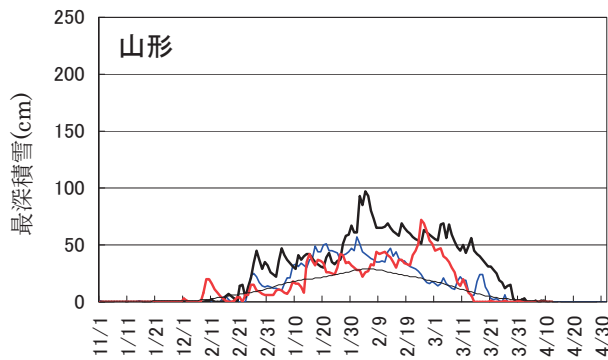
附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 30 日から施行する。

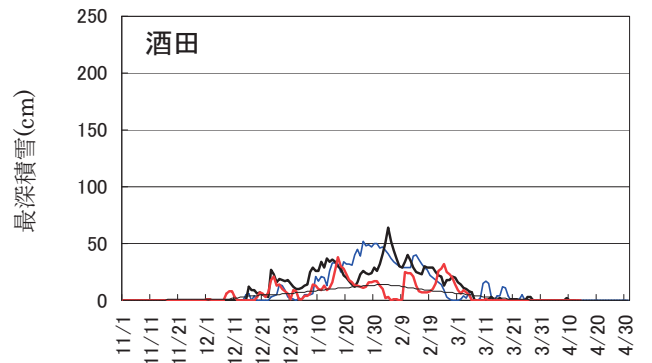
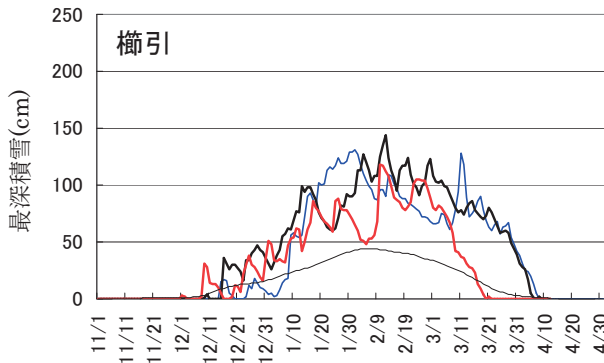
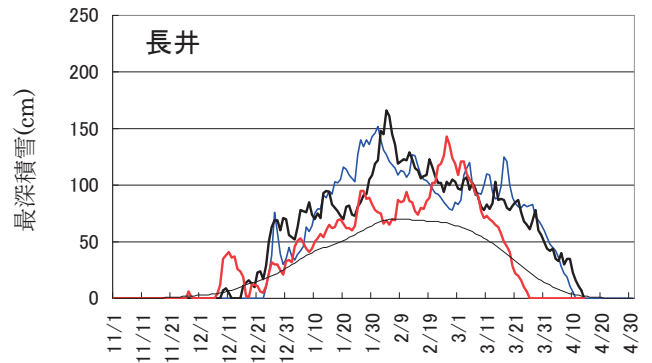
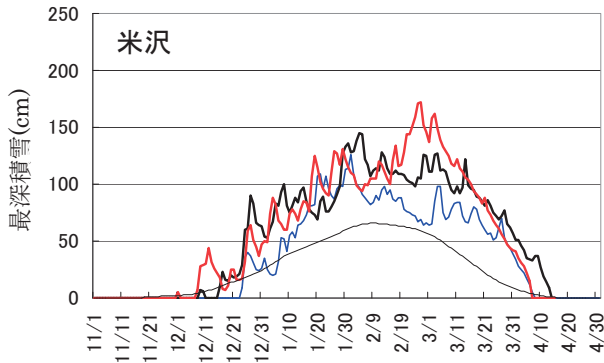
5-1 H23-H25：直近3カ年の積雪の状況

観測所	山形	左沢	尾花沢	新庄	米沢	長井	櫛引	酒田
H25最深積雪 (cm)	72	104	241	208	172	143	118	38
H24最深積雪 (cm)	97	144	238	186	145	166	144	64
H23最深積雪 (cm)	57	110	213	200	126	152	131	52
平年最深積雪 (cm)	29	47	102	93	66	70	44	14
H25最深積雪日(月/日)	2/24	2/24	2/25	2/26	2/26	2/25	2/10	1/17
H24最深積雪日(月/日)	2/1	2/1	2/1	2/1	2/1	2/1	2/1	1/26
H23最深積雪日(月/日)	2/4	2/4	2/4	2/20	2/4	2/4	2/12	2/4
平年最深積雪日(月/日)	2/3	2/14	2/9	2/8	2/8	2/5	2/3	1/31
H25消雪日(月/日)	3/15	3/24	4/11	4/10	4/7	3/26	3/22	3/6
H24消雪日(月/日)	3/29	4/10	4/21	4/18	4/13	4/13	4/6	3/6
H23消雪日(月/日)	3/25	4/3	4/18	4/15	4/8	4/11	4/8	2/27

積雪深の推移



— 平成 25 年度 — 平成 24 年度 — 平成 23 年度 — 平年



— 平成 25 年度
 — 平成 24 年度
 — 平成 23 年度
 — 平年

5 - 2 H23-H25 : 直近3ヵ年の大雪による被害状況

1 平成22年12月から23年4月までの大雪による農林水産被害の状況

● 農作物等被害

被害種別	被害数量	被害額(千円)	内 訳	被害発生地域
農作物等	246.57 ha	427,813		
樹 体	244.83 ha	414,250	ぶどう・おうとう・りんご・なし・西洋なし・もも・すもも・うめ・かき・銀杏・啓翁桜の枝折れ等	上山市 天童市 山辺町 中山町 寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 村山市 東根市 新庄市 真室川町 鮭川村 米沢市 長井市 南陽市 高畠町 鶴岡市 酒田市
野 菜	1.43 ha	7,978	小松菜・ほうれん草・ねぎ・ブロッコリー・アスパラガス等	最上町 戸沢村 鶴岡市 酒田市 庄内町
花 き	0.31 ha	5,585	ストック・菊・パンジー等	飯豊町 鶴岡市 庄内町
施 設	2,050 箇所(棟)	1,053,729		
パイプハウス等	1,878 棟	792,429	パイプハウスの倒壊等	山形市 上山市 天童市 寒河江市 河北町 朝日町 西川町 村山市 東根市 尾花沢市 大石田町 新庄市 金山町 最上町 舟形町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村 米沢市 南陽市 高畠町 川西町 長井市 小国町 飯豊町 鶴岡市 酒田市 三川町 庄内町 遊佐町
その他農業施設	147 箇所(棟)	169,626	ぶどう棚、なし棚、あけび棚等の倒壊、農作業小屋の倒壊等	上山市 天童市 寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 東根市 大石田町 新庄市 金山町 最上町 舟形町 大蔵村 鮭川村 南陽市 高畠町 白鷹町 鶴岡市 酒田市 庄内町
畜産施設	25 棟	91,674	堆肥舎、鶏舎、牛舎の倒壊等	天童市 山辺町 朝日町 大江町 大石田町 新庄市 最上町 真室川町 鮭川村 南陽市 高畠町 川西町 小国町 白鷹町 鶴岡市
農地・農業用施設	1 箇所	2,000		
農業用施設	1 箇所	2,000	水路変形	新庄市
森林関係	5 箇所	875		
林業施設等	5 箇所	875	幹・枝折れ	上山市 金山町 大蔵村
計		1,484,417		全35市町村

2 平成23年12月から24年4月までの大雪による農林水産被害の状況

● 農作物等被害

被害種別	被害数量	被害額(千円)	内 訳	被害発生地域
農作物等	533.36 ha 1 箇所	533,359		
樹 体	532.04 ha	518,529	おうとう、りんご、ラ・フランス、ぶどう、もも等の枝折れ など	山形市 天童市 山辺町 中山町 寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 村山市 東根市 米沢市 南陽市 高畠町 川西町 白鷹町 鶴岡市 酒田市
野 菜	0.91 ha	7,328	キャベツ、ほうれんそう、ごぼう、ねぎ、菜の花、小松菜 など	山形市 中山町 寒河江市 河北町 南陽市 長井市 白鷹町 鶴岡市
花 き	0.41 ha	7,202	アルストロメリア、ストック、スターチス など	山形市 河北町 新庄市 南陽市 川西町 鶴岡市
家 畜 等	1 箇所	300	乳用牛	新庄市
施 設	1,340 箇所 (棟)	806,784		
パイプハウス等	1,176 棟	557,515	パイプハウス等の倒壊・破損等	山形市 上山市 天童市 寒河江市 村山市 東根市 尾花沢市 山辺町 中山町 河北町 西川町 朝日町 大江町 大石田町 新庄市 金山町 最上町 舟形町 大蔵村 鮭川村 戸沢村 米沢市 南陽市 長井市 高畠町 川西町 小国町 白鷹町 飯豊町 鶴岡市 酒田市 三川町 庄内町 遊佐町
その他農業施設	135 箇所 (棟)	76,814	果樹棚の倒壊、農作業小屋の倒壊等	山形市 天童市 寒河江市 東根市 尾花沢市 朝日町 大江町 新庄市 最上町 米沢市 南陽市 高畠町 川西町 小国町 白鷹町 鶴岡市 酒田市
畜産施設	29 棟	172,455	堆肥舎、牛舎の倒壊等	山形市 上山市 東根市 尾花沢市 中山町 朝日町 新庄市 大蔵村 米沢市 南陽市 川西町 白鷹町 飯豊町 鶴岡市
農地・農業施設	2 箇所	10,400		
農業用施設	2 箇所	10,400	水路	米沢市 鶴岡市
森林関係	15 箇所	23,765		
林地被害	1 箇所	被害額なし		大蔵村
林業施設等	10 箇所	20,765	特用林産物栽培施設の半壊等	河北町 最上町 鮭川村 小国町 白鷹町 鶴岡市
林産物等	4 箇所	3,000	しいたけの原木、菌床	河北町 最上町 小国町
水産関係	3 箇所	32,523		
水産業施設等	2 箇所	31,123	テラピア、錦鯉養殖施設の倒壊	山形市 河北町
水産物等	1 箇所	1,400	テラピア	河北町
計		1,406,831		34市町村

3 平成24年12月から25年4月までの大雪による農林水産被害の状況

● 農作物等被害

被害種別	被害数量	被害額(千円)	内訳	被害発生地域
農作物等	3.03 ha 件	2,435		
野 菜	0.03 ha	121	ほうれんそう	川西町
樹 体	3.00 ha	2,314	りんご	東根市 米沢市
施 設	72 件	50,168		
パイプハウス	55 棟	30,658	パイプハウス損壊	山形市 大江町 金山町 鮭川村 米沢市 川西町 白鷹町 飯豊町 鶴岡市 酒田市 庄内町 遊佐町
その他農業施設	12 件 (棟)	7,000	農作業小屋・果樹棚等損壊	金山町 鮭川村 米沢市 鶴岡市
畜産関係施設	5 棟	12,510	畜舎等損壊	山辺町 鮭川村
森林関係	3 件	1,750		
林業関連施設	3 件	1,750	菌床しいたけハウス損壊	大蔵村 白鷹町
水産関係	1 件	500		
水産物等	1 件	500	ニジマス損失	東根市
合 計		54,853		15市町村

參考資料

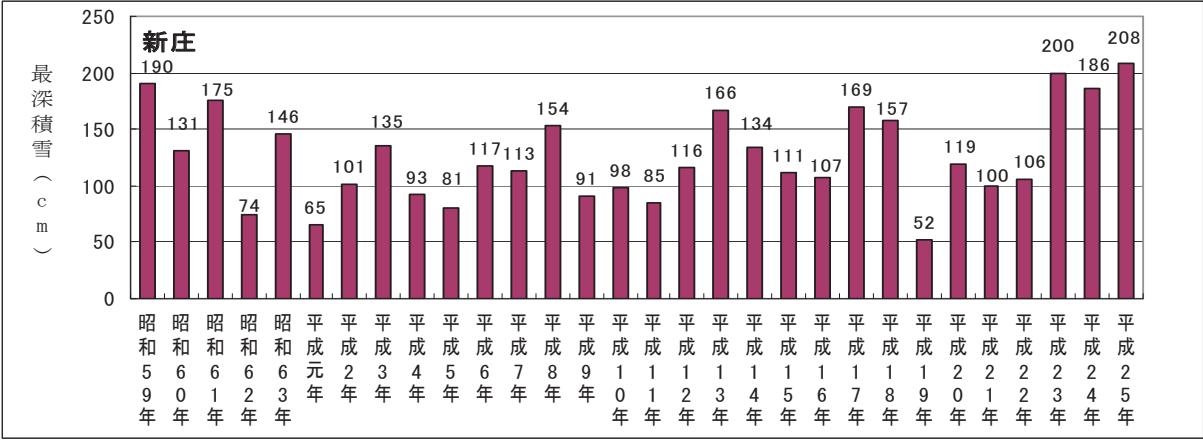
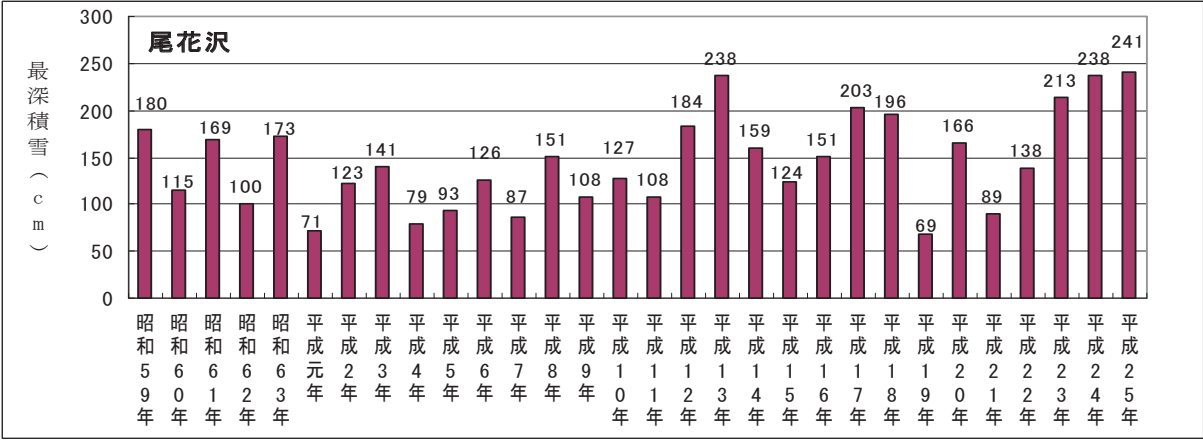
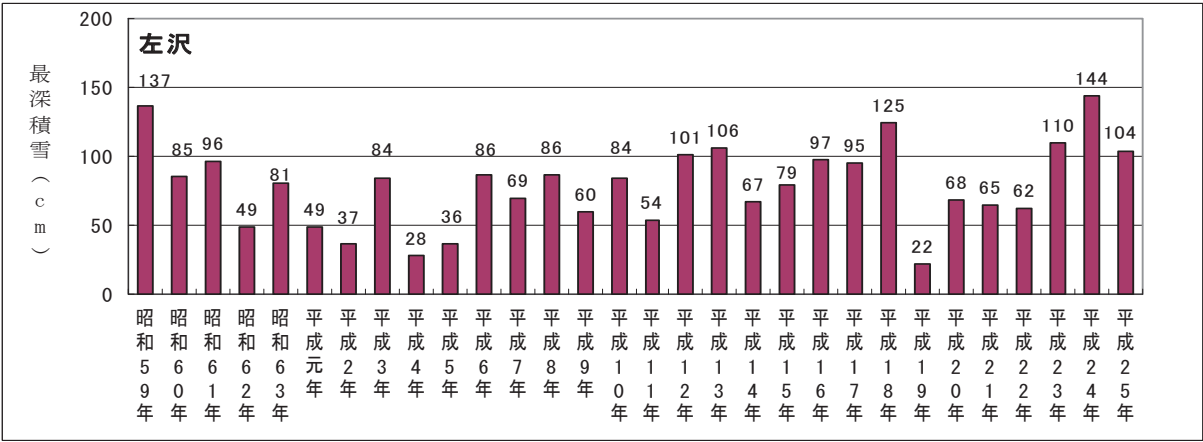
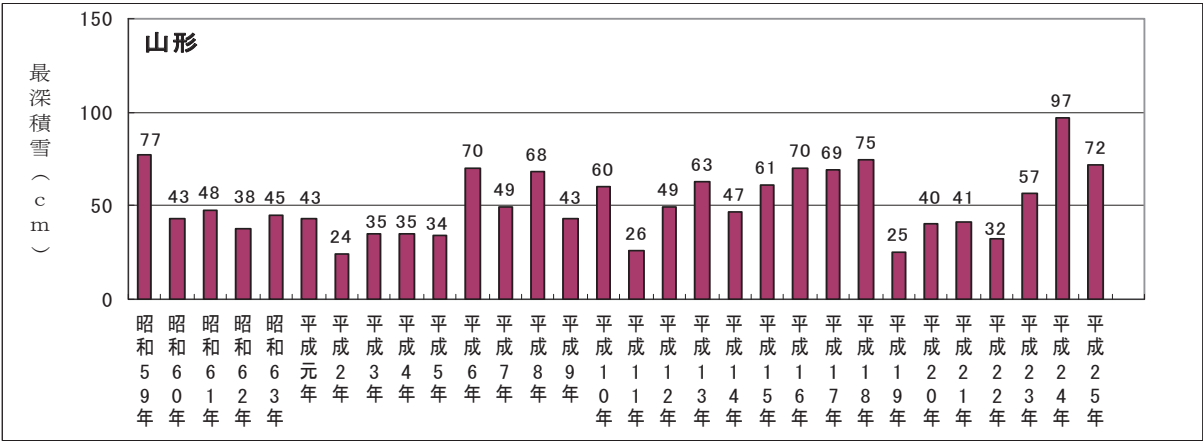
過去の災害(豪雪) 対策本部等設置状況

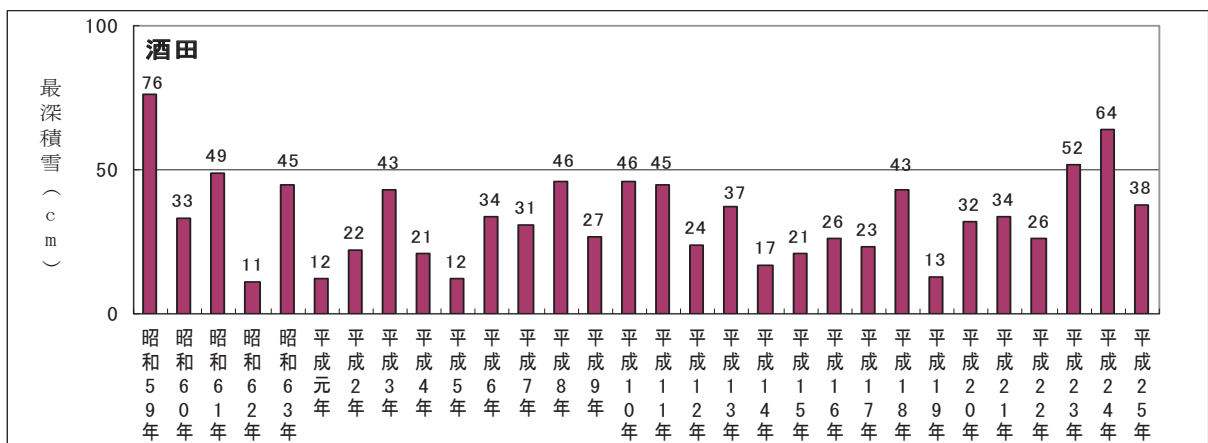
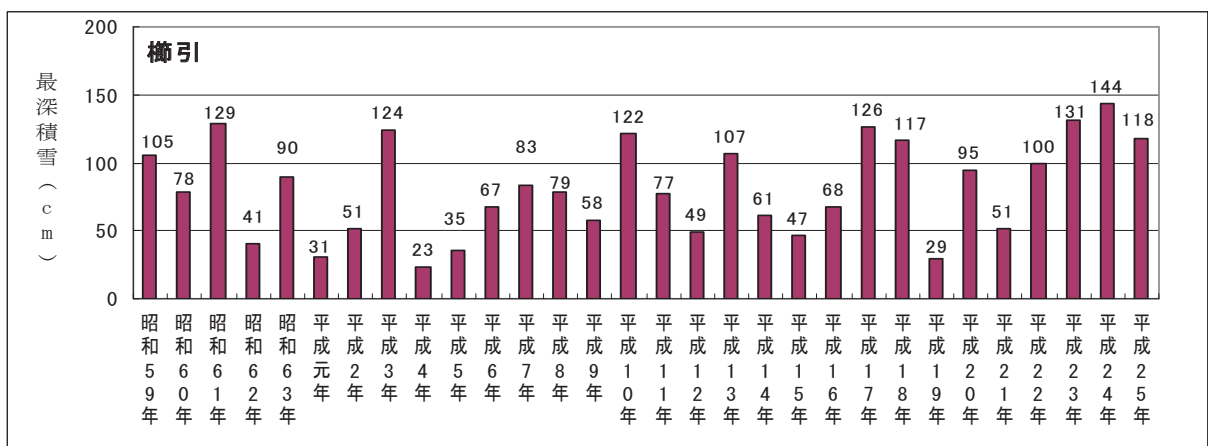
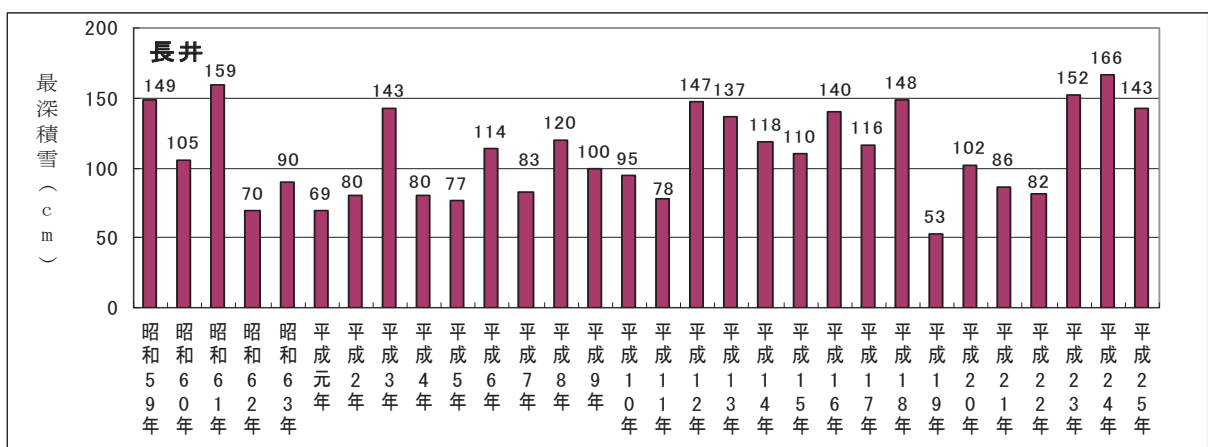
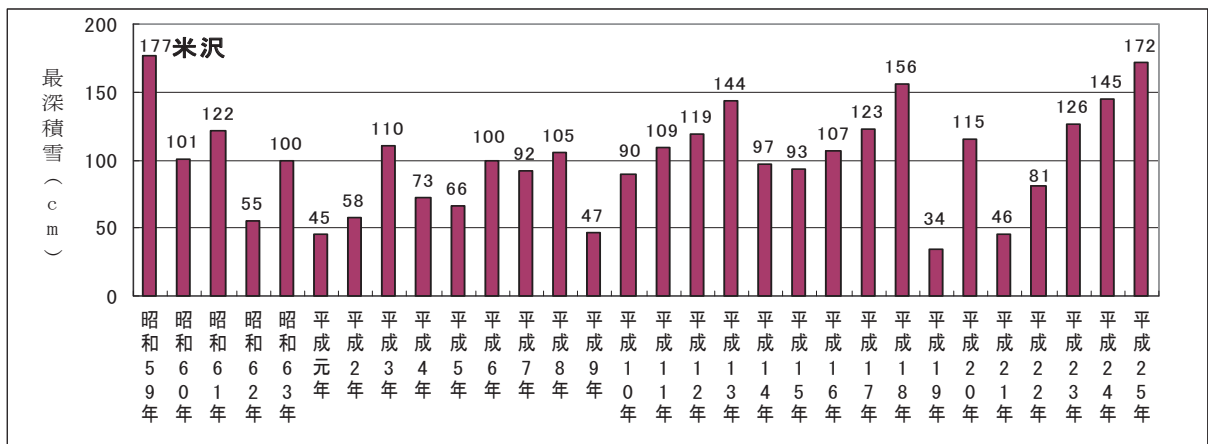
発災年月日	災害対策本部等の名称	対策本部長
昭和55年1月	山形県豪雪災害対策連絡本部	副知事
昭和55年12月	山形県豪雪災害対策連絡本部	副知事
平成13年1月5日	山形県豪雪災害対策連絡本部	副知事
平成18年1月4日	山形県豪雪対策連絡会議	副知事
平成23年1月21日	山形県豪雪対策連絡会議	副知事
平成24年1月31日	山形県豪雪対策本部	知事

過去20年間における大雪による農林水産業関係被害と対策

発災年月	農作物被害面積(ha)	被害金額(百万円)		事業名(支援内容)	補助金額(千円)	備考
		被害金額	うち農作物被害金額			
平成13年1月～3月	2,281	6,642	(6,642)	雪害対策事業 ・農業用施設復旧支援 ・おうとう裂果施設復旧支援 ・果樹棚復旧支援 ・補植苗木購入支援	71,504	16市町
平成17年12月～	2,050	2,202	(1,414)	雪害対策事業 ・融雪遅延対策 ・農業用施設復旧支援 ・おうとう裂果施設復旧支援 ・果樹棚復旧支援	31,790	24市町村
平成22年12月～	247	1,484	(428)	農作物等災害対策事業 ・融雪遅延対策 ・農業用施設復旧支援 ・おうとう雨除け施設復旧支援 ・果樹棚復旧支援 ・補植用苗木購入支援	26,164	35市町村
平成23年12月～	533	1,407	(533)	農作物等災害対策事業 ・融雪遅延対策 ・農業用施設復旧支援 ・おうとう雨除け施設復旧支援 ・果樹棚復旧支援 ・補植用苗木購入支援	26,164	24市町村
平成24年12月～	3	55	(2)	農作物等災害対策事業 ・融雪遅延対策	10,008	25市町村

県内の主な観測地における
過去30年の最深積雪の状況（暦年）





「大雪による農林水産関係災害」に関する問い合わせ先

問い合わせ内容	問い合わせ先	電話番号
全般（補助金・交付金等）	県庁農政企画課	023-630-2422
制度資金・融資関係	県庁農政企画課 農業経営・担い手支援室	023-630-2428
	村山総合支庁農業振興課	023-621-8397
	最上総合支庁農業振興課	0233-29-1320
	置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6049
	庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5498
共済関係	県庁農政企画課 団体検査指導室	023-630-2298
技術対策関係(農作物)	県庁農業技術環境課	023-630-2444
技術対策関係(畜産)	県庁畜産課	023-630-3351
技術対策関係(農作物・畜産)	村山総合支庁 農業技術普及課	023-621-8270
	村山総合支庁 西村山農業技術普及課	0237-86-8291
	村山総合支庁 北村山農業技術普及課	0237-47-8634
	最上総合支庁 農業技術普及課	0233-29-1330
	置賜総合支庁 農業技術普及課	0238-57-3411
	置賜総合支庁 西置賜農業技術普及課	0238-88-8213
	庄内総合支庁 農業技術普及課	0235-64-2103
	庄内総合支庁 酒田農業技術普及課	0234-22-6521

*大雪による被害が甚大となるおそれがある場合には、別途相談窓口を設置し、皆様の御相談に迅速に対応し、的確な支援策を講じてまいります。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。